７制度共通

※　事　務　処　理　欄		処理日
□　児童手当・特例給付	No.	／
□　児童扶養手当	No.	／
□　児童育成手当	No.	／
□　㊔　医療証	No.	／
□　㊑　医療証	No.	／
□　㊒　医療証	No.	／
□　㊓　医療証	No.	／

□児手・乳・子・青コピー済

資格喪失届

受領印

ふりがな 氏名		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日
現住所	八王子市	TEL	
受給資格がなくなった理由	１　受給者海外移住　２　受給者転出　３　監護なし　４　養育なし ※ひとり親の方は「転出後の状況」欄も記入 ５　児童死亡　６　児童海外移住　７　児童施設入所　８　１８歳年度末到達 ９　２０歳到達　10　父母と生計同一　11　婚姻（新姓：　　） →口座名義変更　有　・　無 ➡　口座振替依頼書が必要 12　事実上の婚姻　相手方氏名（　　） 生年月日（　．　．　）　13　離婚協議中で児童と別居 14　生計維持者変更　15　職場受給のため　16　その他 ※詳しい内容は裏面をご覧ください。		
転出後の状況	※ひとり親の方のみ記入 １　婚姻する（新姓：　　） ２　支給要件に該当しなくなる（婚姻はしないが同居する等） ３　転出後もひとり親家庭の支援制度の申請をする ４　その他（　　）		
理由が発生した日	平成 令和　　年　　月　　日		

上記のとおり届け出ます。　　令和　　年　　月　　日

八王子市長 殿　　氏名

※事務処理欄

戸籍上の婚姻年月日	平成 令和　　年　　月　　日	措置年月日	平成 令和　　年　　月　　日
同・別居年月日	平成 令和　　年　　月　　日	国年・国保加入日	平成 令和　　年　　月　　日
備考	□　口座振替依頼書（　提出　／　依頼　）		

※理由の詳細は裏面をご覧ください

＜裏面＞

理由詳細

１　手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。

２　手当を受けている人が八王子市に住所を有しなくなった。

３　児童が監護を受けている父または母に監護されなくなった。

４　児童が手当を受けている父または母以外の人に養育（同居・監護・生計維持）されなくなった。

５　児童が死亡した。

６　児童が日本国内に住所を有しなくなった。

７　児童が施設に入所したため。

８　児童が１８歳に達した日の属する年度が終了した。

９　１８歳以上で、障害による認定されていたものが２０歳に達した、もしくは障害による認定がされる状態でなくなった。

10 児童が父または母（事実上の父親または母親を含む）と生計を同じくするようになった。

11 父または母が婚姻し、児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育されるようになった。

12 父または母が事実婚により、児童が父または母の事実婚の相手に養育されるようになった。

事実婚とは：婚姻の届出をしていないが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在すること。

13 離婚協議中で児童と別居（世帯分離）した。

14 手当を受けている人が生計維持者でなくなった。

15 公務員が児童手当を職場で受給するようになった。

16 次のａ～ｈまでのどれにも該当しなくなった。

ａ 父母が婚姻を解消した児童

ｂ 父または母が死亡した児童

ｃ 父または母が施行令別表第２または市規則に定める程度の障害の状態にある児童

ｄ 父または母の生死が明らかでない児童

ｅ 父または母に引き続き１年以上遺棄されている児童

ｆ 父または母が法令により１年以上拘禁されている児童

ｇ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ｈ （ｇ）に該当するかどうか明らかでない児童